

寄附金についての確認事項

●寄附の条件について

国立大学法人信州大学寄附金取扱規程（<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000168.htm>）に基づき、ご寄附いただいた後に、寄附の用途を変更する必要がある場合、寄附目的終了後に生じた残余金について新たに目的を定める必要がある場合、寄附金を他の国立大学法人等へ移換える必要が生じた場合の取り扱いを、本法人の判断にお任せいただくことについて、御意向をあらかじめお伺いしております。

本法人の判断にお任せいただける場合には、寄附の条件欄で「なし」をご選択ください。御意向がある場合には、「条件あり」をご選択の上、記述欄にご記入ください。

●受付できかねる寄附金について

国立大学法人信州大学寄附金取扱規程（<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000168.htm>）により、以下の条件が附された寄附金についてはお受けすることができません。

（国立大学法人信州大学寄附金取扱規程 抜粋）

第5条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附の申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受け入れることによって著しい経費負担が伴うもの
- (6) その他学長が本法人における教育研究上又は管理運営上特に支障があると認める条件が付されていること。

●反社会的勢力との関係の排除について

反社会的勢力に関する基本方針（<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/policy/activities/antisocial/>）より、反社会的勢力に属する方からのご寄付については受入れません。受入れ後に寄付者が反社会的勢力であることが判明した場合には寄附金を返還いたします。

※反社会的勢力については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai9/9siryou8_2.pdf）（外部リンク：法務省）」もご参照ください。

●個人情報の取扱について

・皆様からお知らせいただいた個人情報は、寄附金に係る業務のために利用いたします。
なお、当該業務を遂行するにあたり、個人情報の全部または一部を業者に提供することがありますので、予めご了承ください。

・「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）（情報公開法）に基づく、外部からの開示請求に対し、個人の方からのご寄附に関する情報については、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきます。

●情報公開について（企業・団体の方へ）

信州大学では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）（情報公開法）第 5 条の規定に基づき、外部からの開示請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。

法人・団体の皆様から頂戴いたしました寄附金につきましては、法人・団体名、受入部局、受入金額などの情報が外部に公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。

外部への公開について、特別な事情により差し障りがある場合には、寄附申込みの前に、各担当窓口までご相談下さい。確認の上ご回答申し上げます。